

答申第213号（諮問第209号）

「平成29年〇〇月〇〇日（〇）群馬県庁舎内において

③ 無線傍受を発見された職員のひとりが、「これ以上やると警察を呼びますよ。」と発言しましたが、これ以上、何をやると警察を呼ぶのかが分かる情報及び、発言した職員及び一緒にいた職員のそれぞれの氏名と所属、勤続年数の分かる情報。

④ 通路と事務スペースを仕切る書棚の上から、マスクで顔を隠し、現場を覗いていた職員の氏名と勤続年数の分かる情報。」の公文書非開示決定

の公文書非開示決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第二部会

第1 審査会の結論

行政対象暴力等に対応するマニュアル（平成29年6月改訂）（以下、「本件マニュアル」という。）につき、その全部を非開示とした決定については、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成29年7月31日付けで、「平成29年〇〇月〇〇日（〇）群馬県庁舎内において

③ 無線傍受を発見された職員のひとりが、「これ以上やると警察を呼びますよ。」と発言しましたが、これ以上、何をやると警察を呼ぶのかが分かる情報及び、発言した職員及び一緒にいた職員のそれぞれの氏名と所属、勤続年数の分かる情報。

④ 通路と事務スペースを仕切る書棚の上から、マスクで顔を隠し、現場を覗いていた職員の氏名と勤続年数の分かる情報。」

の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 開示決定期間の延長

実施機関は、平成29年8月18日、本件請求に対して開示決定等の期間を延長し、その理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（延長の理由）

開示請求の対象となっている文書に関して、開示・非開示の審査が困難であり、開示決定等に係る事務に時間を要するため。

3 実施機関の決定

実施機関は、平成29年9月4日に、本件請求に係る公文書について、非開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（公文書を開示しない理由）

（1）「これ以上、何をやると警察を呼ぶのかが分かる情報」

開示することにより、業務遂行に支障を及ぼすおそれ（条例第14条第6号）があること。

（2）「職員の氏名と所属、勤続年数のわかる情報」

開示することにより、職員個人の権利利益を害するおそれ（条例第14条第2号）があるため。

4 審査請求

請求人は、実施機関に対し、本件処分を不服として平成29年9月11日付け審

査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

5 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成29年10月20日付けで弁明書を作成し、その副本を請求人に送付した。

6 諮問

実施機関は条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して平成29年12月25日、本件審査請求事案（以下「本件事案」という。）の諮問を行った。

第3 争点（本件請求に係る公文書を開示しない決定について）

1 争点1（条例第14条第6号本文該当性について）

「これ以上、何をやると警察を呼ぶのかが分かる情報」を開示しない理由が条例第14条第6号に該当するか。

2 争点2（条例第14条第2、第6号該当性について）

「職員の氏名と所属、勤続年数のわかる情報」を開示しない理由が条例第14条第2号又は第6号に該当するか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

- (1) ○○市長の介護保険法に関する財源流用とその対策について相談するために訪庁した請求人を隣のブースで密かに待ち伏せ、個人情報の相談について、無線傍受や状況の観察を行うことが請求人個人のプライバシーを侵害するものである。
- (2) この者の行為は、電波法59条に該当するものであり、犯罪を遂行する業務に、どのような支障をおよぼすおそれがあるのか、群馬県知事は積極的に無線傍受の被害を受けた請求者に公開するべきである。
- (3) 電波法59条に該当する者どもの氏名と所属、勤続年数の分かる情報について、職員個人の権利利益を害するおそれがあることを理由に非開示としているが、むしろ、条例第14条第2号ただし書「ハ」に定めるとおり、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であることから、群馬県知事はこれを当然に公開するべきである。
- (4) 「これ以上何をやると警察を呼ぶのか」について、群馬県知事は、分かりやすく説明しなければならない。

2 実施機関の主張要旨

(1) 弁明書での主張要旨

ア 「これ以上、何をやると警察を呼ぶのかが分かる情報」については、行政対象暴力等が発生したとき又は発生するおそれがあるときに統一かつ適切に対

応するための本件マニュアルであると特定した。

本件マニュアルについては、その業務の性質上明らかにすることで、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したりする可能性があり、当該業務の適正な遂行に支障を生じるおそれがあるため、条例第14条第6号に該当すると認められる。

イ 「職員の氏名と所属、勤続年数のわかる情報」については、各職員の氏名、所属及び勤続年数が記載されている人事記録であると特定した。

人事記録に記載されている情報は、具体的には氏名、生年月日、性別、採用年月日、退職年月日、写真、職員番号、本籍、住所、学歴、群馬県試験名称、資格及び免許の名称、前歴、及び発令年月日であり、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例第14条第2号に該当する。そしてこれらの情報は、職員の人事管理上必要とされる職員個人の身分取扱にかかる情報であって、職務遂行情報に該当しないため、条例第14条第2号ただし書ハに該当しない。

人事記録については人事管理上必要とする職員個人に関する個人情報文書全体にわたって一体的に記録されており、非常に秘匿性の高い情報が記された文書であることから部分開示はなじまないものである。したがって、全体として条例第14条第2号に該当すると認められる。

なお、仮に部分開示が可能であると判断されたとしても、以下の理由から非開示が妥当であると、判断する。

人事記録に記載された生年月日、性別、採用年月日、退職年月日、写真、職員番号、本籍、住所、学歴、群馬県試験名称、資格及び免許の名称、前歴、及び発令年月日については、職務遂行情報ではないので、条例第14条第2号に該当する。

職員の氏名が残るが、審査請求書に記載されているとおり、開示請求書に記載された当該日付における介護高齢課の様子が動画共有サービスに投稿されており、当該映像は応対した職員の了解を得ることなく撮影されたものであり、応対した職員の名前や顔が分かるように撮影されている。そのほか、インターネット上で公開されているブログにも無断で撮影した画像が掲載されているほか、応対した職員の氏名をあげ、一方的な思い込みに基づく事実でない記事等とあわせて掲載する等して誹謗中傷されている。

こうした事情から、職員の氏名についても、これを明らかにすることで職員個人の権利利益が侵害されるおそれが多分にあることから、条例第14条第2号に該当すると認められる。

以上のとおり判断した結果、人事記録には有意な情報が残されないこととなるため、非開示が妥当である。

(2) 口頭説明での主張要旨

現場にいた職員の氏名を開示することで、業務の対応状況が推測されることとなり、行政対象暴力対策業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第1

4条第6号に該当するものである。

第5 審査会の判断

1 争点

- (1) 争点1について（「これ以上、何をやると警察を呼ぶのかが分かる情報（以下「本件請求内容1」という。）」を開示しない理由が条例第14条第6号に該当するか。）

本件請求内容1に係る公文書は、「これ以上、何をやると警察を呼ぶのかが分かる情報」である。実施機関は、本件請求内容1に係る公文書を本件マニュアルと特定し、第14条第6号に該当するとして、その全部を非開示とする決定を行った。これに対し請求人は、決定を不服とし、その取消しを求めている。

このため、審査会において本件マニュアルを見分した結果を踏まえ、以下、本件請求内容1に係る公文書の非開示情報該当性について検討する。

ア 別紙記載部分について

- (ア) 別紙の1、2及び3に掲げる部分については、文書の標題、作成した所属名、目次の項目及びマニュアル策定の趣旨等が記載されており、これらを開示しても実施機関の適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、条例第14条第6号の非開示情報に該当せず、開示すべきである。

- (イ) 別紙の4及び5に掲げる部分については、県の例規であり、これを開示しても実施機関の適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、条例第14条第6号の非開示情報に該当せず、開示すべきである。

- (ウ) 別紙の6に掲げる部分については、警察署の一覧等であり、群馬県警察のホームページで公開されている情報であることから、条例第14条第6号の非開示情報に該当せず、開示すべきである。

イ 別紙記載部分以外の非開示情報該当性について

本件マニュアルにおいて実施機関が非開示とした部分のうち、別紙に掲げる部分を除く部分には、行政対象暴力への対応をどのような観点で行うのが業務遂行上効果的かという内部管理情報が記載されていることが認められる。このため、これを開示した場合、当該業務を遂行するに当たっての着眼点や体制等が明らかとなり、行政対象暴力対策業務の適正な遂行に支障が生じると認められるため、条例第14条第6号の非開示情報に該当し、非開示としたことは妥当である。

- ウ 以上のことから、本件請求内容1に係る公文書につき、その全部を条例第14条第6号に該当するとして非開示とした決定については、別紙において開示すべきとした部分については開示すべきであるが、その余の部分については、なお非開示とすることが妥当である。

(2) 争点2について(「職員の氏名と所属、勤続年数のわかる情報(以下「本件請求内容2」という。)」を開示しない理由が条例第14条第2号又は第6号に該当するか。)

本件請求内容2は、特定日に群馬県庁舎内において、「無線傍受を発見された職員」、「(無線傍受を発見された職員と)一緒にいた職員」及び「通路と事務スペースを仕切る書棚の上から、マスクで顔を隠し、現場を覗いていた職員」がいたことを前提として、その職員の氏名、所属及び勤続年数の開示を求めるものである。実施機関は本件請求内容2に係る公文書について、当該職員の人事記録と特定した上で、その全部を条例第14条第2号の非開示情報を開示することとなるとして、非開示とする決定を行った。また、その一部については同条第6号にも該当するとの口頭説明を行った。

これに対し請求人は、原処分を不服とし、その取消しを求めることから、以下、非開示決定の妥当性について検討する。

ア 職員の氏名及び所属については、条例第14条第2号ただし書きハに該当し、原則として開示すべき情報にあたる。しかし、本件請求においては、特殊な業務を行っていた職員がいた可能性があることを前提として、その氏名及び所属の開示を請求している。これを開示した場合、行政対象暴力に対応するための実施機関の組織内部の体制に関する情報が明らかとなるおそれがあり、行政対象暴力対策業務の適正な遂行に支障が生じると認められるため、条例第14条第6号の非開示情報に該当し、非開示としたことは妥当である。

イ 職員の勤続年数については、条例第14条第2号本文に該当する個人に関する情報であり、職務の遂行に係る情報ではないことから同条同号のただし書きハに該当しないため、非開示としたことは妥当である。

ウ その他、本件請求内容2に係る公文書には、生年月日、性別、採用年月日、退職年月日、写真、職員番号、本籍、住所、学歴、群馬県試験名称、資格及び免許の名称、前歴、及び発令年月日が記載されていることが認められるが、これらについては、条例第14条第2号本文に該当する個人に関する情報であり、職務の遂行に係る情報ではないことから同条同号のただし書きハに該当しないため、非開示としたことは妥当である。

エ 以上のことから、本件請求内容2に係る公文書に記載された情報は、全て条例第14条第2号又は第6号に該当し、これらを除いた部分に有意な情報は記載されていないから、本件対象文書の全部を非開示としたことは妥当である。

(3) 本件処分の妥当性について

以上のことから、本件請求に係る公文書につき、その全部を条例第14条第2号又は第6号に該当するとして非開示とした決定については、別紙において開示すべきとした部分については開示すべきであるが、その余の部分については、なお非開示とすることが妥当であると判断した。

2 結論

以上より、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

また、請求人はその他種々主張するが、本答申の結論を左右するものではない。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成29年12月25日	諮問
平成30年 1月30日 (第66回 第二部会)	審議 (本件事案の概要説明)
平成30年 2月19日 (第67回 第二部会)	審議 (実施機関の口頭説明)
平成30年 3月15日 (第68回 第二部会)	審議
平成30年 5月25日 (第69回 第二部会)	審議
平成30年 7月20日 (第70回 第二部会)	審議 (実施機関の口頭説明)
平成30年 9月 5日 (第71回 第二部会)	審議
平成30年10月10日 (第72回 第二部会)	審議
平成30年12月28日	答申

別紙（開示すべき部分）

本件請求 1 に係る公文書で非開示とされた情報のうち下表の部分

枚目	開示すべき部分
1	表紙 記載事項全て
2	目次 項目名 参考事項
3	第 1 マニュアル策定の趣旨 記載事項全て
4～5	関連法規及び予想される違法行為等と罰則規定 群馬県庁舎等管理規則（抜粋） 群馬県地域機関等の庁舎等管理規則（抜粋）
6	県内警察署等一覧 記載事項全て